

見積書の押印省略及び電子メール等による提出に関するQ&A

番号	質問	回答
1 対象となるもの		
1	押印省略や電子メール等での提出が可能となるものは何か。	令和4年4月1日以降に発行される見積書が対象になります。 なお、以下のものは今回の変更の対象ではありません。 ・見積書であっても法令、条例、規則又は要綱等の規定により押印や書面により提出を求めているもの。
2	押印省略や書面提出以外の提出方法が不可の見積書に該当するかどうかをどのように把握すればよいか。	法令、条例、規則又は要綱等の規定により押印省略や書面提出以外の提出方法が不可となっている見積書の提出を依頼する際には、各発注者からその旨をお知らせしたうえで依頼することとしています。
3	建設工事の見積書は、押印省略や電子メール等による提出が可能か。	今回の変更にあわせて押印省略や電子メールによる提出が可能となります。詳細は、各発注者に御確認ください。
4	委任状や補助金交付申請書は、押印省略や電子メール等による提出が可能か。	「見積書」に含まれないため、今回の変更通知の対象ではありません。これらの取扱いについては、所管の所属に御確認ください。
5	入札書は、押印省略や電子メール等による提出が可能か。	「見積書」に含まれないため、今回の変更通知の対象ではありません。
6	FAXによる見積書の提出は認められるか。	押印を省略した見積書については、FAXによる提出も認めます（従来の押印による見積書は、従来どおりの提出方法といたします）。ただし、FAXに印字された送信元FAX番号が、当該書類の提出者が使用するものであるかどうかを電話等で確認する場合があります。また、見積書の内容が鮮明に読み取れるように送信をお願いいたします。
2 押印省略の方法		
7	従来どおり書面に押印した見積書は、認められなくなるのか。	今回の取扱いは押印の省略を可能とするものであり、従来どおり書面に押印する場合の取扱いに変更はありません。
8	契約書を作成している場合、見積書の印影は契約書と同じものにならなければならないが、今後はどうすればよいか。	次のとおりとなります。 ○契約書と同じ印影の見積書（紙）を提出する場合 →従来と変わりません。 ○押印省略又は契約書と異なる印影の見積書（紙）を提出する場合 ○押印省略又は契約書と異なる印影の見積書を電子メールやFAXで提出する場合 →「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載をお願いいたします。
9	「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」とは誰か。	発行部門の長等が想定されますが、役職に関わらず、見積書を発行するにあたり責任を有する方をいいます。
10	「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」について、発行責任者と担当者が同じ場合はどのように記載するのか。	発行責任者と担当者が同じ方である場合は、「発行責任者の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載したうえで、担当者の記載内容についても同内容で記載していただくようお願いいたします。
11	「発行責任者及び担当者の氏名」について、苗字のみの記名や押印でもよいか。	氏名の記載が必要です。苗字のみの記載は不可ですので御注意ください。
12	代表者、発行責任者、担当者が全て同じ場合、（1人で事業所等を経営している場合等）、発行責任者と担当者等はどのように記載するのか。	代表者、発行責任者、担当者が全て同じ方である場合、「発行責任者の氏名及び連絡先（電話番号）」は、代表者と同一であっても追記してください。「担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」についても同様に追記してください。
13	「発行責任者及び担当者の連絡先」は、携帯電話番号でもよいか。	固定電話番号としてください。ただし固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも結構です。
14	「発行責任者及び担当者の連絡先」は、メールアドレスでもよいか。	見積書に不明な点があった場合に直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。 なお、電話による問合せへの対応が困難である場合等は、電話番号を記載していただいたうえで、FAXやメールによりその旨をお知らせください。

見積書の押印省略及び電子メール等による提出に関するQ&A

15	見積書について、法人の代表者の氏名等も省略可能か。	今回の取扱いは、押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号)」を追加して記載するというもので、その他の記載事項の省略はできません。
3 電子メールによる提出方法		
16	見積書は電子メールで提出しなければならないのか。	今回の取扱いは電子メール等による提出を可能とするものであり、従来の方で提出していただくことは可能です。
17	電子メールに見積書のファイルを添付する代わりに、本文に必要事項を記載してもよいか。	電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイルでの提出をお願いいたします。
18	見積書を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	契約等を担当する所属のアドレスに送信してください。誤った所属や職員個人のアドレスに送信すると受理できないため、担当所属に御確認ください。